

統計調査員確保のための基本調査・分析等業務委託 に係る企画提案仕様書

1 業務委託名

統計調査員確保のための基本調査・分析等業務委託

2 目的

統計調査を通じた証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現が求められている中、調査員の質・量の充実が喫緊の課題となっている。そこで、統計調査員として求められる行動特性を、調査・分析し、それに基づく指標等を作成し、「コンピテンシー」（高い業績・成果につながる行動特性）を把握することにより、統計調査員の質を向上させ、もって統計調査の精度向上に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 15 日まで

4 委託業務の内容

- (1) 京都府を含む府内市町村登録統計調査員（以下「既登録調査員」という。）へのアンケート等による調査及び分析について

約 1,000 名の既登録調査員を対象に、アンケート等の調査を実施することにより、京都府内の既登録調査員の行動特性及び属性などの現状や傾向を把握し、その結果を分析し、報告書として提出すること。

アンケート等の項目等、調査の設計及び結果の分析は受託者が行う。

（既登録調査員へのアンケート等の送付、回収は京都府が行う）

なお、その報告書は、既登録調査員が持っている調査員としての強みや弱みを把握できるようなものとなっていること。

また、アンケート等の項目には、京都府が指定する項目を追加できることとする。

- (2) 指標の作成について

受託者は、回収したアンケートほか必要な手法を用いて、統計調査員として求められる適性の高い統計調査員像を分析し、行動特性を可視化できる客観的な指標を作成すること。

- (3) 指標の活用について

受託者は、上記の指標を用いて、京都府職員が、新規登録又は任用の際に統計調査員の行動特性を把握することができる以下のことを踏まえて、仕組みを作成すること。

- ・ 新規登録又は任用の統計調査員に対し、指標と対応したシート等に記入等させることにより、統計調査員としての行動特性が客観的に可視化できる提案であること。
- ・ 作成した仕組み等は、平成 31 年度以降も京都府職員が扱いやすく、継続的に活用できるような提案であること。
- ・ 平成 31 年度以降、上記の分析結果を用いて、統計調査員に対する研修や統計調査員の募集等に活用できるような発展的で付加的な提案を含むこと。

5 履行場所

京都府政策企画部企画統計課

6 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りではない。

8 成果物の提出

業務内容の結果を取りまとめ、報告書等を作成すること。なお、報告書等の作成に当たっては、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、検討過程が明らかになるよう努めるとともに、本事業において得られた成果を今後も有効に活用できるよう資料整理し、今後の課題解決のために必要な課題等を明記すること。

- (1) 既登録調査員に対するアンケート等のデータ及び集計結果及び現状分析の結果の報告書（印刷物及び電子ファイル） それぞれ 3 部
- (2) 京都府の指定する調査員を分析して得られた結果に基づき、新規登録又は任用の際、統計調査員としての資質を京都府職員が容易に判断できる指標及びそれに対応したシート等（印刷物、PDF ファイル若しくはシステム） それぞれ 3 部
- (3) 分析結果を基に平成 31 年度以降の活用方法（研修・募集方法等）を記載した提案書（印刷物及び電子ファイル） それぞれ 3 部

※電子ファイルは CD-R 又は DVD-R とする。

なお、以上の電子ファイル等は、京都府行政事務支援システムで利用可能であること。システムの場合は、管理、メンテナンスが容易にできるものであること。

9 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

10 留意事項等

- (1) 委託業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 業務に当たり使用するシステム等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務における成果物及び中間生成物に関する一切の権利及び成果物の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、京都府に帰属するものとする。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は京都府と協議し、その指示に従うこと。